

## 第 5 章 施策の推進方向（案）



**基本方向 I 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり****施策目標 1 子どもの生きる力を育む環境の整備**

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

**1-（1） 幼児期の教育・保育の質の向上****①就学前環境の整備**

子どもたちが安全・安心な環境で保育・教育を受けるために、施設等の改善は不可欠です。本市の保育所（園）は建設から40年以上を経過しているものがあり、老朽化が進んでいることから、施設の状況等を踏まえた施設環境の整備や設備の充実等を進めていきます。

あわせて、保育所（園）が担う機能の充実を図りながら、今後の保育需要を見極め、公立保育所の民営化や統合などにより保育所配置の効果的、効率的な再構築を検討します。

また、公立幼稚園についても、教育課題に向けた研究実践の中心的役割を担うとともに、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援教育の推進、また、地域子育て支援の充実を図りながら、公立幼稚園が果たすべき役割を見定め、運営及び配置のあり方について再検討を行います。そうした公立保育所・幼稚園の再構築等により節減した財源等を活用して、教育・保育の質の向上や地域子育て支援の充実を図ります。

**②計画的、効果的な質の向上の実践**

保育所（園）、幼稚園、認定こども園（※）が、入所・入園している児童の保育・教育のみならず、地域の子育て・家庭への支援も充実させていくには、保育士、教師などの資質、専門性を高めることが必要です。

これまでも、さまざまな研修、交流等を通じて保育士や教師の資質等、専門性を高めるための取り組みを進めてきましたが、メンタル面のケアや食育など、多様な研修や実践の機会を一層設けるとともに、これらの事例研究を通じた人材育成の仕組みづくりをめざします。

また、子どもの健康及び安全を確保するための施設機能を高めるために、保健・衛生面の管理に万全を期するとともに、感染症や事故への適切な対応を強化するリスクマネジメントを

進めます。

さらに、保育所（園）については、これらの取り組みを計画的に進めていくためのアクションプログラム策定の検討を進めるとともに、幼稚園については、幼児教育ビジョンを踏まえて、幼稚園教育や子育て支援の充実に取り組みます。

（※）認定こども園…保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があるが、幼保連携型については、認可幼稚園と認可保育所の両方の機能をあわせもつ施設。

#### 【主な取り組み】

- 公立幼稚園の効果的、効率的な運営及び配置事業
- 保育所（園）の老朽化対策
- 公立保育所民営化事業
- 保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定の検討
- 幼稚園教職員研修・研究実践
- 公私立保育所（園）合同研修会の推進

### 1-（2） 小学校教育への円滑な接続の推進

#### ① 保幼小のネットワーク化の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園は、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した保育・教育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1プロブレム」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活に滑らかに適応できるようにするには、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校が連携した取り組みを行わなくてはなりません。

保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活と学びの実情について理解を深めることができるよう、保幼小連携の基幹的保育所（園）・幼稚園を設置し、ネットワークの構築、強化をめざします。また、保育所（園）や幼稚園、認定こども園のいずれにおいても、小学校教育を見通した保育課程、教育課程の編成に努め、発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育を行うとともに、小学校入学体験や保育参観等を通して、就学前児童や保護者の不安を解消するよう努めます。

#### 【主な取り組み】

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校交流会、合同研究会

### 1-(3) 豊かな心の育成の推進

#### ①中・高校生等への啓発の推進

男女が協力して家庭を築くことや子どもを育てることの大切さについて、社会全体でそのような意識を醸成するとともに、社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取り組みが必要です。

少子化や核家族化により子どもと接する経験の少ない中・高校生が、子どもへの関わり方を学ぶことで、育児不安の軽減につながるよう、保育所（園）や幼稚園、認定こども園における中・高校生の体験学習など、乳幼児とふれあえる機会の提供を一層図ります。

#### ②豊かな心の育成

人を思いやる心、自然環境を大切にする気持ち、社会のルールを守ることなど、豊かな心は多様なコミュニケーションにより育まれます。

乳幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園、地域の子育て家庭を支援する場などにおいて、集団の中で生きる力の基盤となる意欲、態度を身につけることができるような取り組みを推進します。学校教育においては道徳の時間はもとより、自主的な読書活動や職場体験学習、あいさつ活動などを通じて、規範意識や社会性を育みます。

また、校外活動として、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や空間を設けるよう努めます。

#### ③相談体制の充実

いじめ、不登校等、学校生活全般に悩む子どもや保護者の心に寄り添い、課題解決のため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による教育相談及び電話による教育相談体制の充実を図ります。

#### 【主な取り組み】

- 乳幼児と思春期の子ども達の交流の推進
- 職場体験学習の推進
- スクールカウンセラー配置事業
- 心の教室相談員配置事業（小学校）
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）

## 1- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

## ①確かな学力と健やかな身体の育成

大きく社会状況が変化する中では、主体的に生きていくことのできる子どもを育てることが重要です。そのためには、一人ひとりが自分の考えを持ち、その考えを表現し、人の考えを大切にすることを育むことが必要です。その上で、知識・技能の確実な習得をめざし、教科のねらいに応じた授業の充実や教員の指導力向上に取り組みます。

子どもたちの学力の向上のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めます。子どもたちの学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、一人ひとりの理解度に応じたプリント学習ができる自学自習力支援システムの活用や放課後自習教室事業などの取り組みの充実を図るとともに、少人数指導や外部人材の活用、高い指導力のある教員を養成する講座の開催などにより、分かりやすく魅力ある授業づくりに努めます。さらに、社会に出ても対応できる力を身につけるため、地域の協力を得ながら、職業体験学習などのキャリア教育の推進を図ります。

楽しくスポーツを行う中で、お互いに刺激、励ましあいながら、生きる力の基礎となる体力を向上させるため、学校園での取り組みに加え、幅広い年代や市内全域の児童生徒が参加できる各種陸上大会等の開催や、地域におけるスポーツ活動に対する支援を進めます。

## ②家庭での教育への支援

子どもたち一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であると実感するには、家庭において十分に話を聞き、一緒に行動し、いろいろな話を聞かせるなどコミュニケーションを深めることが大切ですが、就労の多様化、核家族化が進む中で、そういう知識やノウハウを得る機会も少なくなっています。

それぞれの家庭の状況やニーズ、自主性を尊重しながら、子育てや親のあり方についての情報や知識等を提供し、あわせて親同士のコミュニケーションの場となるような講座や講演会の開催により、家庭における教育の支援を行います。また、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などにおいて、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に一層気軽に相談できる環境を整えるなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

## ③信頼される学校園づくり

子どもをめぐる安全の問題や問題行動への対処などにおいて、学校と保護者、地域との連携が重要であり、そのためには、学校は、保護者や地域の信頼と協力を得なければなりません。

学校園において自ら点検、評価を行い、その結果を学校教育改善のために役立てる学校教育自己診断の結果等を活用した自己評価や、地域の有識者等に学校運営に関して意見を求める学校評議員制度を活性化させます。また、保護者等の授業への参加を促進し、地域に根ざ

した特色ある学校園づくりに取り組みます。

#### ④心身の健康に関する啓発・学習の推進

思春期において、心身の発達について理解しながら、自他を大切にすることを育むため、乳幼児とのふれあいなど、子どもを育てることの喜び、大切さを学ぶ機会を充実させるとともに、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を進めます。また、エイズや性感染症の罹患、10歳代の人工妊娠中絶、喫煙、薬物使用などが深刻化しているため、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と身体の健康づくりを支援します。

##### 【主な取り組み】

- 放課後自習教室事業
- 家庭教育支援事業
- 学校教育自己診断
- 学校評議員制度推進校事業
- 思春期における健康教育

### 1- (5) 食育の推進

#### ①家庭における規則正しい食生活の啓発

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、市をあげた取り組みとして積極的に進めていく必要があります。そこで、子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるよう、第2次枚方市食育推進計画及び第2次枚方市健康増進計画に基づき、食育を計画的、総合的に推進します。

中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

乳幼児健康診査や離乳食講習会など保健師や栄養士等による食生活等に関する講座の開催や訪問時における具体的な指導、相談事業などを通じて、栄養に関する正しい知識や規則正しい生活習慣に関する知識を習得するための啓発、指導を行います。

## ②子どもの食への関心の醸成

欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しており、子どもの発達段階に応じて、望ましい食習慣やマナーを身につけ、心身の発達に必要な知識を深めるための取り組みが必要です。

幼児期においては、保育所（園）や幼稚園、認定こども園の昼食時間を活用して、楽しみながら望ましい食習慣を身につける取り組みを進めます。また、小学校においては、各学校の食育計画に基づく計画的・継続的な取り組みを推進します。また、健康づくりボランティア、NPOなどと連携し、食に関する感謝の心を育み、健全な食生活が実践されるような体験学習の機会を提供します。

## ③給食の充実

給食の時間を重要な食育活動の場として位置づけ、保育所（園）では、野菜等を栽培して給食に利用するなど、幼いときから食べ物大切さや成り立ちを知る機会の提供を図ります。また、学校給食では、地元で収穫された米や旬の野菜の利用、郷土料理や季節の行事食の導入などにより、子どもたちが食料の生産や伝統的な食文化等について関心をもち、理解を深めることができるよう努めます。あわせて、給食のレシピ等を市や保育所（園）、幼保連携型認定こども園、小学校のホームページ等で紹介し、保護者と子どもが給食を通して一緒に食育の大切さを学べるよう努めます。

平成 28 年から中学校給食の提供を始めます。また、老朽化している小学校給食共同調理場の建て替えと、新たに中学校給食提供を始めるため、「(仮称)新第 1 学校給食共同調理場」を整備します。

### 【主な取り組み】

- 健康づくり推進事業
- 母子健康教育事業
- 母子健康相談事業
- 母子訪問指導事業
- 公私立保育所（園）における食育の推進
- 小中学校給食共同調理場整備事業

イラスト



## 1- (6) 障害のある子どもへの支援の充実

### ①関係機関等の連携による支援の推進

障害のある子どもや何らかの配慮が必要な子どもを支援するため、子どもに関わる市の関係機関のほか、子ども家庭センター（児童相談所）、支援学校等で構成するネットワークを通じて関係機関等の連携をさらに密にし、子どもにとって最善の手だてを講じます。

### ②障害のある子どもへの保育・教育の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努めます。

保育所（園）や認定こども園、学校園における必要な人材の配置を行うとともに、専門の相談員等による子どもとその保護者、また保育所（園）等に対する相談や集団生活の適応のための専門的支援を行うなど、関係機関と連携しながら相談体制の充実や保育所（園）等の利用促進を図ります。さらに、支援教育を推進し、小学校との連携を深めて、連続性のある支援教育に努めます。小中学校においては、支援教育コーディネータを中心とした全校的な体制を整えるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成など、個人に応じた支援を充実します。

教職員研修等を積み重ねながら、社会的自立につながる継続した支援を行うため、福祉との連携や教育相談を通じた就学指導及び進路指導の充実を図ります。

### ③療育体制の充実

幼児療育園とすぎの木園については、効果的な療育及び保育が行えるよう両施設の機能を有した新たな児童発達支援センターの整備や、同センターが担うべき障害児相談支援や保育所等訪問支援などの地域支援機能の充実を図るための計画を策定し、その実現に向けて取り組みを進めます。

### ④障害のある子どもへの在宅生活支援

障害のある子どもとその家族が安心して生活できるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、日中一時支援などの在宅生活支援サービスの取り組みを進めるとともに、補装具・日常生活用具を給付します。

保育の必要性の認定を受けない障害のある子どもの家庭を訪問して行う一時預かりについて、検討を行います。

また、障害のある子どもの健全な育成と障害者の子育てを支援するために、関係機関と連携を保ちながら情報収集及び情報提供の充実を図ります。身体障害児及び長期療養児に対し、

医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。療育相談や機能訓練など、児童発達支援センターが持っている施設機能を地域に開放し、障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための場や機会を設け、地域療育を推進します。

### ⑤配慮が必要な子どもへの支援

身体障害や知的障害など、従来の「障害」の概念では捉えられない児童、例えば知的な遅れはないが、対人関係に課題がある多動や衝動性があるなどの子どもに対する支援や配慮が求められています。

これらの発達障害があるなど配慮が必要な子どもの集団保育を行う上で、保育所（園）や幼稚園、認定こども園に必要な人材の配置や相談体制の充実を図ります。また、小中学校においては必要な人材の配置と支援学級との連携により、一人ひとりに応じたきめ細かな指導に取り組みます。

さらに、発達障害等に関する講演会等により、社会的な理解を得ることができるよう努めます。

#### 【主な取り組み】

- 障害児等関係機関ネットワーク事業
- 障害児保育（幼児療育園・すぎの木園・保育所（園））
- 障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談・保育所等訪問支援
- 幼・小・中学校における支援教育
- 障害児の地域療育
- 居宅介護
- 短期入所
- 日中一時支援事業
- 地域子育て支援事業
- 児童発達支援センターの整備計画の策定
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業

イラスト

## 施策目標 2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

### 2-（1）子どもの居場所づくりの推進

#### ①学校園施設の活用

子どもが犯罪の被害にあわないよう、地域で安全に過ごすことができる遊び場や居場所づくりが一層求められています。

そこで、地域での身近な施設である学校の校庭、体育館、特別教室、幼稚園の園庭や遊戯室の施設開放により、子どもが体育活動や文化活動等に利用できる場を提供します。

#### ②生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進

幅広い年代の子どもたちが気軽に利用できる居場所として、生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における子どもコーナーやロビーの開放を行うとともに、18歳以下の団体利用に対する部屋の利用料の減免などを通じて、子どもの自主的なグループ活動の育成を図ります。

また、同年代や異世代とのコミュニケーションを図りながら授業ではできない遊びや体験学習を身近な場所で行えるよう、自然と親しめる公園や緑地の整備、安全面に配慮した遊具の設置など、子どもが安心して遊び、集うことができる場の充実を図ります。

#### ③異年齢間、世代間交流の推進

生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター等における事業や地域の子ども会活動など、年齢の異なる子ども同士の交流の場、友だちづくりの場を設けることで、体験から得る協調性、思いやりの心などの社会性を身につけることができるよう支援します。

さらに、地域の幅広い世代の人たちとふれあう中で、自己を肯定する力を育み、より豊かで望ましい発達につながるよう、保育所（園）や認定こども園、学校園の取り組み、地域の行事等を通じて異世代と交流できる機会の提供に努めます。

#### ④地域で子どもを育てる環境の整備

地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取り組みに努めます。また、子どもたちの活動を支援する指導者が減少する中、地域教育協議会等の活動を通じて、指導者の確保と育成に努めます。

##### 【主な取り組み】

- 学校園施設の提供
- 公園等の整備
- 各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり
- 青少年センターにおける異年齢交流事業
- 子ども会活動への支援
- 枚方子どもいきいき広場事業

## 2- (2) 子どものスポーツ活動の推進

### ①地域におけるスポーツ活動の推進

スポーツは子どもたちの体や精神を鍛え、思いやりの心や規範意識を育む効果があり、幼児期からの取り組みが必要です。

そこで、保育所（園）や認定こども園、学校園における取り組みに加え、家庭や身近な地域においてもスポーツに親しめる環境を整えるため、スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員等を中心としたレクリエーション活動など、スポーツに関する取り組みに対して支援します。

また、子どもの興味、関心に応じて楽しみながら多様なスポーツに取り組める総合型地域スポーツクラブへの支援など、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

### ②スポーツ指導者の育成、活用

子どもたちがスポーツに親しむ環境を整えるには、各種競技に関するスポーツ指導者、審判員等、スポーツの企画や運営を支える人材の確保が重要です。

（公財）枚方体育協会の「サポーターズバンク」の活用を図るとともに、スポーツ団体等との連携を深めながら、スポーツ指導に実績がある教員や企業スポーツの経験者、豊かな指導経験のある退職者などの参加を促します。

また、各種スポーツの研修・講習会を実施し、子どもたちのスポーツに関するさまざまな

ニーズに応えられる質の高い指導者の養成をめざします。

### ③子どもスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに気軽に親しみ、スポーツの楽しさを体感できるよう、各種のスポーツ大会や教室を開催するとともに、体育の日には市のスポーツ施設を開放し、体力測定や新しいスポーツ種目の紹介を行うなど、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。

#### 【主な取り組み】

- スポーツ少年団活動助成事業
- 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ推進委員活動
- スポーツ教室・大会等の開催
- 小学生陸上競技大会
- 小学生駅伝競走大会

## 2- (3) 子どもの文化芸術活動の支援

### ①子どもの夢を育む学習・体験機会の提供

子どもたちが個性を伸ばし、夢に向かって歩む力を身につけられるよう、スポーツや芸術、自然、伝統文化などと接する体験を通じた学習機会や、さまざまな人と交流し視野を広げる機会の提供に取り組みます。

子どもの夢を育むきっかけをつくるため、「枚方市こども夢基金」などを活用しながら、さまざまな分野で活躍しているプロと出会う機会を設けるとともに、市内にある大学の専門的な施設、知識をいかした学習機会の提供に取り組みます。

また、市民ギャラリーや生涯学習市民センターなどで行うイベントを通して、文化に接する機会はもとより、さまざまな人と交流しながら多様な文化的体験を重ね、豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

学校園や保育所において、市の花である「菊」を栽培し、「枚方市菊花展」へ出品する取り組みや、幼児期から地域に残る伝承文化に親しめる行事等を通じて、自然の美しさと貴重さを感じ取る感性や郷土愛を育む取り組みを推進します。

整備を予定している美術館や総合文化施設において、子どもたちに団体鑑賞やワークショップなどの文化芸術体験の機会の提供に取り組んでいきます。

## ②自主的な活動、発表機会の提供

子どもの自主性、創造性を育むため、文化芸術鑑賞の機会に加え、子どもが自ら企画、演出し、主役となる機会づくりとそれらの活動を支援する取り組みを推進します。

枚方公園青少年センターや市民ギャラリーなどにおいて、音楽、演劇等の自主上映や創作作品の発表の機会提供に努めるとともに、市内の小学校が合同で行う音楽会など、違う地域や異年齢間の交流を深めながら創作する喜びを味わえる取り組みも進めます。

## ③読書活動の推進

読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かにし、自ら考える力を養うためにとても大切です。そのため、乳幼児期から本に親しむ環境を整えていきます。

市立図書館では、成長に応じた本に出会えるよう、児童図書の実用を図るとともに、小中学校図書館の実用に向けて支援を行います。また、おはなし会などの各種行事を通じて、子どもが本に興味を持つ機会を一層設けるとともに、ボランティアへの支援に努めます。また、年代層別の絵本リストの提供や展示などを通して、子どもの本にかかわる大人への支援を図ります。

保育所（園）において、1歳の誕生月に絵本の読み聞かせと絵本の贈呈を行う「枚方版ブックスタート」や、地域の乳幼児への絵本の貸出しを行います。また、市民グループの運営により、本とふれあいながら親子の交流ができる「ふれあいルーム」など、親子で読書に親しむ取り組みを推進します。

### 【主な取り組み】

- 子ども大学探検隊
- 鑑賞機会の提供、創作発表機会の提供
- 小学校合同音楽会
- 子どもに対する図書館活動及び図書館利用の促進化
- 保育所（園）ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業
- ふれあいルーム事業
- 菊コンサート「観菊の調べ」
- 小・中学生絵画コンクール
- 学校図書館教育の実用

## 2- (4) 子どもの国内外交流の推進

### ① 友好都市交流の推進

本市は、国内に加え、海外の都市とも友好交流を行っています。異なる風土、文化等に接することは、子どもの視野や夢を広げ、自主性や社会性を育む上で有意義であることから、インターネットを活用した交流事業などをはじめ、友好都市の学校園間の交流を進めます。

### ② 国際化に対応できる子どもの育成

グローバル化が一層進んでいる中で、子どもの頃から身近に国際感覚を身につけるための取り組みが重要です。そこで、文化芸術等を通じて海外の学校園間で交流を深めるとともに、それらについての紹介や学習会の開催に努めます。

また、本市に住む外国人や留学生と交流できる場づくりを支援するなど、自国の文化に対する造詣を一層深めながら、異国の文化を理解し、尊重する心を育むための取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 友好都市間での子どもたちの交流事業
- 学校園日中等交流推進事業

## 2- (5) 子どもの社会的活動の推進

### ① 地域活動の支援

少子高齢化や核家族化、生活環境の変化や多様化などにより、住民同士のコミュニケーションが取りにくくなっており、これに伴って地域における課題はより複雑化しています。

子どもの見守り活動や声かけ運動、地域広報誌の発行、地域活動の拠点としての自治会館の活用など、住民の連携を育みながら、安全・安心で住み良いまちづくりに向けた取り組みを支援します。

### ② 地域との連携による多様な体験活動の推進

子どもが自分の住む地域に関心を持つため、地域自治活動、防災活動、自然保護、文化活動などの多彩な活動を、地域の人と楽しみながら協力して取り組むことができる場を設けることが必要です。

祭りや運動会、防災キャンプなど子どもが参加できる行事などの地域活動を支援するとともに、地元で職業体験ができる環境整備を図ります。また、地域の特色や多様性を生かした学校や授業では体験できない学習の取り組みを進めます。

さらに、保育所（園）や認定こども園、学校園において、世代間交流やボランティア体験ができる取り組みを進めます。

#### 【主な取り組み】

- 保育所（園）・幼稚園における世代間交流事業
- 防災キャンプ等事業
- 枚方子どもいきいき広場事業（再掲）

## 2-（6）子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

### ①地域における自然環境の保全

子どもたちに森林、河川、農地など、豊かな自然を継承するとともに、自然や生き物とふれあうことで、自然環境を大切にする心を育むための取り組みが必要です。

東部地域に残る里山の保全事業、自然観察会などを通して、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組みます。

### ②環境教育の推進

地球温暖化防止やごみの減量、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>などの環境への取り組みは、一人ひとりの行動の積み重ねが重要であることを幼児期から学ぶ、その一環として、緑のカーテン事業（※）について、小中学校において推進するとともに、保育所（園）、幼稚園等への支援も行います。また、親子で参加できるエコライフ推進事業の充実を図るとともに、子どもたちが自主的に行う環境学習の取り組みや実践活動への支援も行います。あわせて、各家庭において地球温暖化を身近に学び関心を持ってもらうため子ども版の環境家計簿の普及をめざします。

ごみの減量においては、スマートライフ（環境に優しい生活）を推進するために、要望に応じて環境学習を行います。小学校ではごみとリサイクルの話、収集体験、生ごみ堆肥化の授業などを実施し、保育所（園）、幼稚園等では楽しみながらごみ減量を学べる紙芝居などを実施します。また、ごみ減量に関心を持ってもらうため、小中学生を対象にした、スマートライフポスターコンクールを実施します。

（※）緑のカーテン事業…窓を覆うようにつる植物などを生育させ、建物の温度上昇の抑制や涼感を増進させる事業



【主な取り組み】

- 自然観察会
- エコライフつうしんぼ
- 緑のカーテン事業
- エコライフ推進事業
- 緑のじゅうたん事業
- S-EMS
- 環境学習
- スマートライフポスターコンクール

## 基本方向 Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

### 施策目標 3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育ての経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

#### 3-（1）母子の健康づくりへの支援

##### ①安全・安心な妊娠・出産と乳幼児の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

妊娠届に基づく母子健康手帳の交付や、妊娠初期から健康状態の把握・必要な検査の実施と保健指導を適切に行うための妊婦健康診査事業や妊産婦歯科健康診査事業を推進します。

また、妊産婦訪問、新生児・乳児訪問等を通して、妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行うことで、正常な妊娠・分娩・産褥期を経て新生児が順調に成育できるよう、妊娠期から、育児環境を整えられる指導・支援を推進します。

さらに、産後の心身共に不安定な時期に、家族からの援助が受けられない等で、支援を必要としている母子を対象とした産後の支援の仕組みづくりを検討します。

##### ②不妊・不育治療に対する支援

子どもがほしいと望んでいても妊娠せず、妊娠しても流産などを繰り返すために、不妊や不育症の治療を受けている方を対象に、医療保険が適用されない特定不妊治療及び不育症治療に要する費用を助成します。

### ③子育て講座・講習会等の保健情報の普及

母親とその家族が出産、育児に必要な情報を得るため、マタニティスクールや子育て講演会などを通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談などにより、ニーズに応じたきめ細かな情報提供を行います。

### ④疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り予防接種率の向上を目指します。風しんの感染予防やまん延防止、さらに生まれてくる赤ちゃんを先天性風疹症候群から守るため、風しん抗体検査及び予防接種にかかる費用を助成します。

また、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査、及び健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

### ⑤乳幼児健康診査の推進

乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、特性に合わせた有効な健康診査により、疾病や障害・発達障害の早期発見、早期対応を図ります。

そして、健康診査時に、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握するとともに、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導や子育て情報を提供することで、安心して子育てができるよう支援します。

あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者と子どもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

### ⑥乳幼児健康診査事後指導事業の推進

乳幼児健診や個別相談等の母子健康相談から把握される、継続した支援の必要な子どもと保護者に対して、小集団の親子での保育を実施する中で、ともに育ちあう場の提供と適切な保育指導や助言を行い、子どもの健やかな成長・発達を促します。

### ⑦母子保健推進連絡会

関係機関や団体との意見交換や連絡調整を行う母子保健推進連絡会を開催することによって、母子保健施策の充実・強化及び総合的かつ効果的な推進を図ります。

【主な取り組み】

- 妊婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業
- 母子訪問指導事業（再掲）
- 母子健康教育事業（再掲）
- 予防接種事業
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児健康診査事後指導等事業（親子教室事業）
- 成人歯科保健事業（1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査時）
- 風しん対策費用の助成
- 不育症治療費の助成
- 特定不妊治療費の助成
- 母子保健推進連絡会運営事務

3-（2）子どもへの医療対策の充実

①医療体制の整備と連携強化

子どもを安心して産み育てるためには、医療体制の整備は不可欠です。

救急医療に従事する小児科医の確保が困難な状況の中で、本市では、医師会が運営する「枚方休日急病診療所」及び北河内7市が共同で運営する「北河内夜間救急センター」が初期救急診療を担い、また、市立ひらかた病院において、24時間365日の体制で入院や検査を必要とする二次救急患者に対応しています。さらに、関西医科大学附属枚方病院においては、一刻を争う重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターが設置されており、地域完結型の救急医療の提供が可能となっています。

また、安心して出産することができるよう、高度で専門的な機能を備える関西医科大学附属枚方病院の総合周産期母子医療センターと市内の産科施設との連携を図り、妊婦健康診査事業の推進や市立ひらかた病院での緊急分娩への取り組みなどを進めます。

【主な取り組み】

- 休日・夜間急病診療事業
- 北河内夜間救急センター運営事業
- 妊婦健康診査事業（再掲）
- 小児二次救急診療

### 3- (3) 子育てに対する経済的支援

#### ① 中学校終了前の子どもの養育に対する援助

中学校終了前の児童・生徒を養育する保護者等に児童手当を支給し、経済的な面から子育てを応援します。

#### ② 子どもの医療費の助成

子どもを養育する保護者に対してその子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図ります。通院にかかる子どもの医療費助成制度の対象を小学校3年生まで拡大し、健やかな子どもの育成と安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

#### ③ 未熟児や小児慢性特定疾患児への医療費の助成

未熟児や小児慢性特定疾患の理由で医療が必要な子どもへの医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

#### ④ 義務教育に対する援助

経済的理由により就学が困難な児童・生徒や心身に障害のある児童・生徒の保護者に対して援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

#### ⑤ 幼稚園就園等に対する援助

就園にかかる保護者の経済的負担を軽減するための施策を行うことにより、幼児教育の振興を図ります。

#### ⑥ ひとり親家庭等に対する援助

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当等の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

#### ⑦ 障害のある子どもや家庭に対する援助

障害のある子どもや保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等各種手当の支給

や医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

#### 【主な取り組み】

- 児童手当
- 子ども医療費助成事業
- 未熟児養育医療給付事業
- 小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付制度
- 就学援助費
- 幼稚園就園奨励費補助金
- ひとり親家庭医療費助成事業
- 支援学級等就学奨励費
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 児童扶養手当

### 3- (4) ひとり親家庭の自立支援

#### ①母子・父子家庭への支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

母子家庭の母等の就業に向けた資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度を実施するとともに、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制を充実します。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、生活の安定と向上のために必要な貸付を行うなど、安定した生活を維持できるよう努めます。

#### 【主な取り組み】

- 母子自立支援員の配置
- 母子家庭等自立支援事業
- 父子家庭生活支援員派遣事業
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 母子寡婦福祉資金貸付事業

### 3- (5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

#### ①安心して外出できるまちづくりの推進

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取り組みを進めます。また、おむつ替えスペースや授乳室等を設置している店舗等のマップを作成し、子育て家庭の外出を支援します。

#### ②子育て家庭に配慮した設備整備の推進

図書館や生涯学習市民センターなど、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した設備の整備を推進します。

#### ③安全施設等の設置

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置や路側帯にグリーンラインを設置するなど交通安全施設の整備や、交差点など交通が輻輳する場所においては、防護柵、カーブミラー、道路照明、区画線等の安全対策工事を引き続いて行っていきます。また、公園灯の設置、自治会の防犯灯設置に対する支援など、子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪防止対策の充実を図ります。安全面に配慮した遊具や時計を設置し、安全安心な公園の整備を進めていきます。

#### ④交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、幼児・園児を対象とした歩行者向け交通安全教室を実施します。また、人形劇による交通安全教室も実施し、安全活動を推進します。

#### ⑤防犯活動等の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者やPTA等の学校関係者、校区コミュニティ協議会、防犯ボランティアなどに対し、子どもに関する犯罪の発生状況、不審者情報、危険な場所等の地域安全情報について、インターネット等を活用し、迅速に提供し、共有化を図ります。

また、子どもの緊急避難場所となる「こども110番の家」事業、青色防犯パトロール事

業など見守り活動への支援を行うとともに、子ども自身が犯罪を認識し、SOSを発信できるような取り組みを推進します。さらに、校区コミュニティ協議会等が行う自主防犯活動を支援するとともに、地域や関係機関と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

小中学校においては、自然災害や不審者への対応などを目的とした防災、防犯訓練などを通じて、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

#### ⑥不慮の事故等防止対策の推進

乳幼児の不慮の事故や、SIDS（乳幼児突然死症候群）を未然に防ぐため、保健センターにおいて開設している、事故予防啓発展示ルームを活用し、マタニティスクールや乳幼児健康診査などの場において子どもの成長に応じた事故防止対策等の啓発を行います。また、学校園におけるAED等を使用した救命救急講習の実施等、適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助事業
- 公共施設などのバリアフリー化等の推進
- 「赤ちゃんと一緒に…お出かけマップ」の作成
- 交通安全施設整備・生活ゾーン交通安全対策事業
- 「こども110番の家」設置促進事業
- 青色防犯パトロール事業
- 地域安心安全情報ネットワーク事業（ひらかた安全安心メール）
- AED（自動体外式除細動器）管理運営事業
- 公園等の整備（遊具設置等）

イラスト



## 施策目標 4 地域における子育ての相談・支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

### 4-（1）子育てに対する相談体制の充実

#### ①母子健康相談事業の充実

核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子どもの病気や発育発達、育児などについて、保健師が常時電話で相談に応じる子育てコールや身近な地域で行う乳幼児健康相談、心理相談員による子どもの発達を踏まえた個別相談など、多様な手段で相談できる環境を整えます。あわせて、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進、育児に関する情報を整理するとともに、子どもや子育ての相談に関する相談機関との連携を図り、相談機能の強化を進めます。

#### ②育児相談の推進

保育所（園）や幼稚園、認定こども園において、子育てに関する専門的知識と豊かな経験を持つ職員が、地域の子育て中の親からのさまざまな相談に応じ、親の悩みや育児不安の軽減を図ります。

#### ③妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実

外出しづらく、孤立感に陥りやすい乳児の親に対するきめ細かい支援や、外部からの支援が必要な親子を把握するため、訪問相談の重要性が高まっています。

4か月までの乳児のいる家庭を原則的にすべて訪問し、子育てに関する情報の提供や心身の状況の把握、子育てに関する相談に応じる訪問事業を行います。

妊産婦訪問や新生児・乳幼児訪問においては、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が育児不安の解消や必要な医療や療育への助言を行うなど、周産期から継続的に支援します。

さらに、育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対して、子育てOBや保育士らが訪問し、育児援助や専門的な相談、指導を行う取り組みを推進します。

身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による相談を行い、保健師等が在宅指導の必要な児童に対して訪問指導を行います。また、必要に応じて交流会などの集団支援を実施します。

また、2500グラム未満の未熟児に対して、訪問指導等を実施し、保護者の育児不安の解消と仲間づくりのために教室を開催します。

#### ④家庭児童相談等の充実

子どもに関する相談は、件数が増加しているだけでなく、複雑化しています。

家庭児童相談所では、18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じており、子どもの状況に応じて心理検査やプレイセラピー（遊戯療法）、親へのカウンセリング、必要に応じて家庭や学校などへの訪問や医療機関の紹介も行っています。また、親向けのプログラムや子ども対象のプログラムを実施し、親としての成長を支援し、保護者が子どもと向き合える環境を作るなど、良好な家族関係や子どもの心の成長を促していきます。必要に応じて関係機関との連携を図り、相談体制の強化を図ります。加えて、乳幼児期から青少年までの児童の相談機関によるネットワーク会議を設置し、市民への適切な相談へつなげられるようにします。

また、子育て等に関する相談について、特にひとり親などが比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談できるよう、土日曜・夜間、24時間電話で相談できる事業に引き続き取り組みます。

#### ⑤教育相談の充実

教育文化センターでは、電話や面談による保護者や児童・生徒からの学校生活等の相談に加え、教職員とも連携しながら、不登校、いじめ、進路問題など、教育全般にかかわる相談事業を行っています。保護者、児童等の相談に幅広く応じるため、相談事業の充実に努めます。

#### ⑥青少年相談事業の充実

中学校卒業後における子どものひきこもりなどが社会問題となっている中で、その対策が求められています。相談者の心の支えとなるよう、常設のひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置し、臨床心理士等の専門職を配置して相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援機関つなぎます。また、枚方公園青少年センターにおいて、専門の相談員が青少年全般のさまざまな相談に応じ、適切な助言を行うよう努めます。

### ⑦障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

障害のある子どもに関するさまざまな悩みや不安に対して、障害福祉室のケースワーカーや相談支援センターが面接相談等を行います。また、地域生活支援センターにおいても福祉サービスや社会資源の利用に関する相談や情報提供を行うなど、その自立や社会参加の促進を図るため、地域における相談機能の充実を図ります。

#### 【主な取り組み】

- 母子健康相談事業（再掲）
- 育児相談事業
- 母子訪問指導事業（再掲）
- 育児支援家庭訪問事業
- 土日・夜間電話相談事業
- 教育相談事業
- 青少年サポート事業
- 障害者相談支援事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業（再掲）
- 未熟児等の保健事業
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業

## 4-（2）子育てに対する支援体制の充実

### ①育児教室等の推進

地域における子育て支援策として、気軽に相談できる場の充実を図るとともに、相談できずに孤立している親子を発見し、適切な支援を行うことが重要です。

民生委員、児童委員をはじめとした地域の人や保健センターなど関係機関との連携を図りながら、支援が必要な保護者が具体的な生活習慣や遊びの指導などを通して、子育てに関する知識を深めることができるよう努めます。

### ②地域子育て支援拠点事業の拡充

乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育て講座、相談、情報の提供等を行うことにより、地域における子育て支援を総合的に行うことを目的に、ファミリーポートひらかたやサブリ村野、教育文化センター、保育所（園）で実施している地域子育て支援拠点事業を、地域バランスを考慮しながら保育所（園）を中心に拡充します。

また、公立幼稚園においても、地域の子育て支援センター的役割を強化し、未就園児の保護者を含めた子育て支援事業に取り組みます。

### ③親子交流の場の充実

本とふれあいながら、親子の交流ができるふれあいルームや各小学校区の福祉委員会が開く子育てサロン、民生委員児童委員協議会主催の子育てサロンほんわかルーム「ゆりかご」など、地域で行われる子育て支援の活動に協力し、活性化を図ります。

### ④保育所（園）における子育て支援の推進

保育所保育指針（※）の改定に伴い、保育所（園）は入所する子どもの保護者のみならず、地域の子育て家庭に対する支援を行うことが位置づけられました。

地域の親子が気軽に遊びや相談に行けるよう、保育所（園）ふれあい体験やお誕生会、枚方版ブックスタート、園庭開放などを引き続き行います。また、保育所（園）の施設機能やマンパワーを活用した地域の親子を対象とした遊びの場の提供、保育行事、育児相談などの取り組みを推進します。

（※）保育所保育指針…保育所における保育の内容や運営等について定めたもの。

### ⑤幼稚園における子育て支援の充実

幼稚園の施設や機能をいかし、在園児だけでなく、地域の未就園児の保護者への支援を行うことが求められています。

預かり保育や在園児と未就園児が交流できる催し、親子入園体験等を通じて、幼児への関わり方や遊び方を伝えるなど、地域の保護者の子育てに関する安心感を高める取り組みを進めます。

### ⑥認定こども園における子育て支援の充実

認定こども園の施設や機能をいかし、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できるよう取り組みを促進します。

### ⑦一時預かり事業の促進

保護者が疾病等で療養が必要な場合や育児疲れで保護者のリフレッシュを図る必要があるときなど、一時的に子どもを預けたいという需要が高まっていることから、保育所（園）のほか、幼稚園、認定こども園においても一時預かり事業を実施し、より多くの利用を促進します。

### ⑧子育て短期支援事業の充実

保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時や、保護者の仕事が夜間等にわたる場合など、一時的に家庭で養育することが困難な子どもの生活の安定を図り、子育てを支援するため、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業など子育て短期支援事業の充実を図ります。

### ⑨保護者の交流の場の設定

保護者が横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう、サプリ村野及び教育文化センターの子育て支援広場において、子育てサークルの紹介を行うとともに、子育てサークルに対する活動の場の提供により、子育てに関する主体的な取り組みの活性化を図ります。

また、乳幼児期の集団健康診査や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、生涯学習市民センターなどで行う各種事業を通じて保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、それらの施設にある設備や遊具を提供したり、遊びの知識や方法を伝えたりすることで、保護者の活動を支援します。

### ⑩地域ネットワークづくりの推進

自治会や校区福祉委員会をはじめ、校区内の各種団体が結集して組織する校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPOなどとの連携を深めることで、多様なコミュニケーションを図る場を創出し、地域全体で子育てに取り組む環境を育み、地域の子育て力の向上に資するよう努めます。

地域子育て支援拠点で保健センター、主任児童委員、子ども家庭サポーターなどの参画を得て運営している「地域子育て支援推進会議」において、子育て支援活動がより地域全体に広がるような取り組みを進めます。

また、中学校区を単位とした地域教育協議会等の活動を通じて、学校や保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭などとの連携により、さまざまな活動や交流の機会を設けます。

### ⑪多胎児家庭に対する支援の推進

3歳未満の多胎児を養育している世帯に対し、ホームヘルパーの無料派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行うことで、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

## 【主な取り組み】

- 育児教室
- 地域子育て支援拠点事業
- 私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ふれあいルーム事業（再掲）
- 「地域子育て支援推進会議」運営事業
- 総合的教育力活性化事業
- 多胎児家庭育児支援の拡充

## 4-（3）子育てに関する適切な情報提供の推進

## ① 子育て・保育情報提供システムの充実

コンピューターやスマートフォンの普及に伴い、インターネットで子育てに関する各種情報を集める保護者が急増しており、インターネットによる豊富な情報の提供が求められています。

市のホームページにおいて、市内各地で行われる子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーを引き続き活用するとともに、助成制度や相談窓口など、子育てに関する各種情報を分かりやすく紹介するよう取り組みます。

## ② 妊娠時及び就学前の総合的な子育て情報の提供

妊娠・出産時から就学前にかけて、子どもの成長に応じた適切な情報を、全ての人に、もれなく伝えることが重要です。

妊娠時には母子健康手帳とともに、妊娠期からの幅広い子育て情報や各種保健福祉サービスに関する情報を掲載している「すくすく子育て手帖」等を配付します。また、成長段階に応じて「ひらかた「子育て応援」ナビ」や「ひらかた子育てMAP」、各種パンフレットの配布など、幅広い子育て情報の提供に努めます。

また、妊婦や3歳未満の子どもをもつ保護者を対象に、地域で安心して子育てができるように、妊娠や子育てに関する情報や園庭開放などの情報をメールマガジンで配信します。

## 【主な取り組み】

- 子育て情報発信事業
- 母子健康手帳等交付事業
- 枚方市パパママ応援メールマガジン「ひらかたっすくすくメール」の配信

#### 4- (4) 子育て中の社会参加支援

##### ① 保育つきイベントの推進

心身のリフレッシュ等を図る催しや、就労のための講座、知識、教養を身につける講座などに子育て中の保護者が参加しやすいよう、保育つきのイベントの促進や一時預かり事業の利用を啓発していきます。

##### ② 相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）の充実

保育所（園）や認定こども園、学校園への送迎や終了後の預かり、保護者の通院時などに、育児の援助を受けたい人と、子育ての経験をいかして育児の援助を行いたい人とが相互に援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業をより一層活動しやすくするなど会員増に努めるとともに、スキルアップのためのフォローアップ講座を開催します。

#### 【主な取り組み】

- 一時預かり事業（再掲）
- ファミリー・サポート・センター事業

イラスト

## 施策目標 5 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園における待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう留守家庭児童会室もあわせて環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるように、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

### 5-（1）多様な保育サービスの充実

#### ① 保育体制の確保

景気の影響などによる共働き家庭の増加や子ども・子育て支援新制度の施行に伴い保育の必要性に係る事由が拡大されたことなどにより、少子化の進行に反して、高い保育需要が平成27年度から平成29年度まで継続し、その後、緩やかに減少することが見込まれております。

安心して保育が受けられるよう児童福祉施設（認可保育所・幼保連携型認定こども園）の定員増を基本として、私立保育所（園）の建て替え時等や公立幼稚園の効果的・効率的な運営及び、閉園される公立幼稚園を含めた配置の再構築により利用可能となった施設や余裕保育室の活用、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行による定員増を図るほか、地域型保育事業（※）については、課題整理を行い、導入について検討します。

また、今後、保育に係る利用者負担（保育料）については、社会経済状況や本市の財政状況等を踏まえ、国の基準等との均衡などの観点から見直しの検討を行います。

（※）地域型保育事業…待機児童の多い0～2歳児を対象に、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を実施し、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供します。

#### ② 認定こども園の普及

認定こども園（※）が保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、将来の教育・保育需要に柔軟に対応するため、幼稚園及び保育園について、各事業者の意向を踏まえ、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園への移行を促進します。特に、各地域における全ての年齢の児童を対象とした保育需要に対応で



きる幼保連携型認定こども園の普及をめざします。

### ③満3歳未満の児童の保育枠の拡大

今般、特に満3歳未満の児童の需要が増加している中で、待機児童が生じないよう取り組みを緊急に進める必要があります。弾力的な運用だけでなく、年齢別定員の見直しや保育所分園（※）の設置、幼保連携型認定こども園の普及を促進するほか、小規模保育事業（※）の検討も行うなど、産休・育休明け保育の充実に向けた取り組みを進め、子育てと仕事の両立を支援します。

（※）保育所分園…本園（中心保育所）とは別に設置される小規模な保育所で、通常の交通手段により30分以内の距離にあり、本園と一体的に運営が行われている施設。都市部では待機児童の解消を目的として設置されています。

（※）小規模保育事業…少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

### ④延長・夜間・休日保育の推進

勤務形態の多様化による保育時間延長の需要に対応するため、午後7時までの延長保育を基本とし、午後7時以降の延長保育を行う施設の拡充を図るとともに、夜間保育事業を推進します。また、休日における保育需要に応えるため、休日保育事業を推進します。

### ⑤病児・病後児保育の充実

保育所（園）や幼保連携型認定こども園において、保育中に発熱などにより体調が悪くなった児童に対する保育体制について拡充を図ります。病気やその回復期のため、保育所（園）や認定こども園等に通所できない児童を対象とした医療機関併設型の病児保育室において保育と看護を行うとともに、地域の保育所（園）や幼保連携型認定こども園等への情報提供などの保育・保健の向上につながる取り組みを検討するなど、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

### ⑥弾力的な就労支援

保護者の短時間の就労・就学や幼稚園を希望する保護者の就労などを支援するため、保育所（園）や認定こども園での一時預かり事業を促進するとともに、幼稚園での通常の教育時間外の預かり保育事業を促進します。

## ⑦利用者支援事業の推進

保護者のニーズを把握し、保育所（園）や認定こども園等による多様な保育サービスや子育て支援サービスから保護者が必要とするサービスを適切に選択し、円滑に利用できるよう、専任の相談員（保育コンシェルジュ）による相談・情報提供等の支援を推進します。さらに、保育所（園）や認定こども園などの関係機関との連絡調整、連携などの体制づくりなどを検討します。

### 【主な取り組み】

- 通常保育事業
- 待機児童対策の推進
- 小規模保育事業
- 延長保育事業
- 夜間保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 休日保育事業
- 一時預かり事業（再掲）
- 利用者支援事業

## 5-（2）放課後児童対策の充実

### ①放課後児童の安全確保・指導の充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童の安全を守り、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養えるよう、小学4年生までを対象に、全小学校において実施している留守家庭児童会室事業について、職員や施設などの新たな基準を設けて質の向上を図るとともに、対象学年を平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生までと段階的に拡大するなど事業の充実に努めます。

### ②保育料の軽減・施設の有効活用

子どもの就学前・就学後を通じた保護者への継続した就労支援を図る観点から、当面の間、保育所保育料との均衡を考慮し、保育料の軽減を図ります。

あわせて、閉園される公立幼稚園を留守家庭児童会室として、施設の有効活用に取り組みます。

## 【主な取り組み】

- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）
- 留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用

## 5-（3）男女共同子育ての推進

## ①男女がともに参加する子育ての推進

固定的な性別役割分担の意識を変え、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めるため、市民意識の啓発、向上を図るための講座の開催や、情報提供、相談事業の充実に努めます。また、ボランティア、NPOなどによる自発的な取り組みや、市民自らが企画運営する講座を支援し、子どもから大人まで、年齢性別を問わず男女共同参画意識を育む取り組みを進めます。

## ②仕事と生活の調和に向けた環境の整備

男女がともに子どもを育てるためには、労働時間の短縮や育児休業の取得促進など、子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があります。そのためには事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組まなければなりません。また、仕事、家庭や地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、人生の各ステージに応じて自らが希望する生き方を選択できるという、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを社会全体の運動として広げていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や企業、民間団体への広報、啓発活動に取り組めます。

## 【主な取り組み】

- 男女共同参画推進事業
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動



イラスト

## 基本方向 Ⅲ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

### 施策目標 6 子どもの人権擁護の推進

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

#### 6-（1）人権教育の推進

##### ①子どもの権利条約の啓発・普及

子どもたちは社会の一員として、一人ひとりが大切にされて生きる権利を持ってこの世に誕生します。保護者による虐待や子ども同士によるいじめ等により、子どもたちの大切な人権が決して傷つけられることのないよう、人権教育を推進し、また、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの権利条約を踏まえ、子どもを一人の人間として尊重し、すべての子どもがもつ権利や自由が最大限尊重されなければなりません。

人権に関する講座やセミナーの開催及び、憲法・非核平和啓発事業等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行います。また、子どもたちには、まず自分を大切にする自尊心を育みながら、相手を思いやる心など、豊かな人間性を育むための環境づくりを推進します。各学校園においては人権教育推進計画に基づいた総合的な人権教育に取り組むとともに、セクシュアルハラスメント相談窓口等を通して、その防止と相談体制の強化に取り組めます。

##### ②子どもの意見を大切にしたまちづくりの推進

子どもが自分のまちに関心を持ち、郷土愛を育むことにつなげるよう、環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもが積極的に意見を表明できる場を創出し、子どもの視点、感性をまちづくりに反映するよう努めます。

## 【主な取り組み】

- 憲法・非核平和啓発事業
- 人権啓発事業
- 学校園における人権教育
- 子どもの意見表明の場の創出

## 6- (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

## ①児童虐待防止体制の充実

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和など家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的、連鎖的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題についてネットワークで家庭を支援しながら対応することが大切です。

市の子どもに関わる機関をはじめ、子ども家庭センター、警察、消防組合、医師会、民生委員児童委員協議会、弁護士等で構成する児童虐待問題連絡会議（子どもを守るネットワーク会議）の連携をさらに強化し、危険性の判断や支援目標を共有化しながら効果的な支援を行うよう努めます。また、複雑化する虐待問題に対応する職員等は専門知識の習得や保護者、子どもへの関わり方などについての各種研修会や事例検討を行うなど資質向上を図ります。

虐待の予防、早期発見・対応を図るため、乳幼児健康診査や各種相談事業をはじめ、保育所（園）や認定こども園、学校園、医療機関等子どもに関わる機関の日常業務において、虐待への気づき、親子支援の視点を持つよう努めます。

また、出産後の養育について、出産前からの支援が必要な妊婦に対し、医療機関等と連携しながら早期把握・支援を図ります。

虐待の予防や防止等に向けて、子育てスキルを得て良好な親子関係を作るための親支援プログラムを行い、また、特に養育の支援が必要な家庭に対しては、家事や育児の援助を行うなど、きめ細かい支援に取り組みます。

## ②地域における見守り体制の充実

孤立化を防ぎ、親同士互いに支え合い、育児を学べる機会を増やすことにもなる子育てサークル等地域の育児力を高める支援を行います。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における早期発見や見守り体制の充実を図ります。

### ③児童虐待に関する啓発活動の推進

社会全体で虐待防止に取り組むため、児童虐待防止推進月間の周知をはじめ、広く市民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、意識の向上を図るとともに、保育所（園）や認定こども園、学校園、PTAなど子どもたちと身近に接する人たちを対象とした研修会や啓発活動に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- 児童虐待防止ネットワーク事業
- 親支援プログラムの実施

## 6-（3）いじめ・不登校などへの対応

### ①いじめや不登校等に対する相談・支援体制の整備

いじめは、社会全体で取り組まなければならない問題です。いじめのない社会の実現を目指すため、「枚方市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添うために、小学校では心の教室相談員を、中学校ではスクールカウンセラーを配置しています。特に、中学校では教職経験者や教職を志す学生による不登校支援協力員の配置など、不登校に対する支援に取り組みます。

教育文化センターの適応指導教室（ルポ）においては、不登校の児童生徒が友だちづくりなど人との関わり方や自己肯定・決定の方法を学ぶことができる場を提供し、学校への登校につなげられるよう教室内での活動やカウンセリング、訪問指導などの支援を推進します。

さらに、いじめや不登校の芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行うために、枚方市いじめ問題対策連絡協議会等関係機関との連携を図っていじめや不登校に対する体制を強化し、その解決に取り組みます。また、いじめ専用ホットラインや教育相談などの取り組みを進め、多様な手段で子どもや保護者が相談できる体制を整えます。

### ②被害を受けた子どもへの支援

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、家庭児童相談所や教育文化センター、枚方公園青少年センターにおける相談事業、学校園へのカウンセラーの派遣など、多様な手段で子どもや保護者を支援する体制を整えます。

## 【主な取り組み】

- 教育相談事業（支援、一般、不登校）
- 適応指導教室（ルポ）事業
- スクールカウンセラー配置事業（再掲）
- 「心の教室相談員」配置事業
- 子どもの笑顔を守るコール事業（一般教育相談、いじめ専用）（再掲）
- 家庭教育アドバイザー事業
- スクールアドバイザー派遣事業
- 青少年サポート事業（再掲）
- 家庭児童相談事業

## 6-（4）子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

## ①有害環境対策の推進

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな課題が発生しています。また、子どもたちに身近な場所において、性や暴力等に関する過激な内容のビデオ、コンピュータ・ソフトなどが販売されており、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりをめざします。

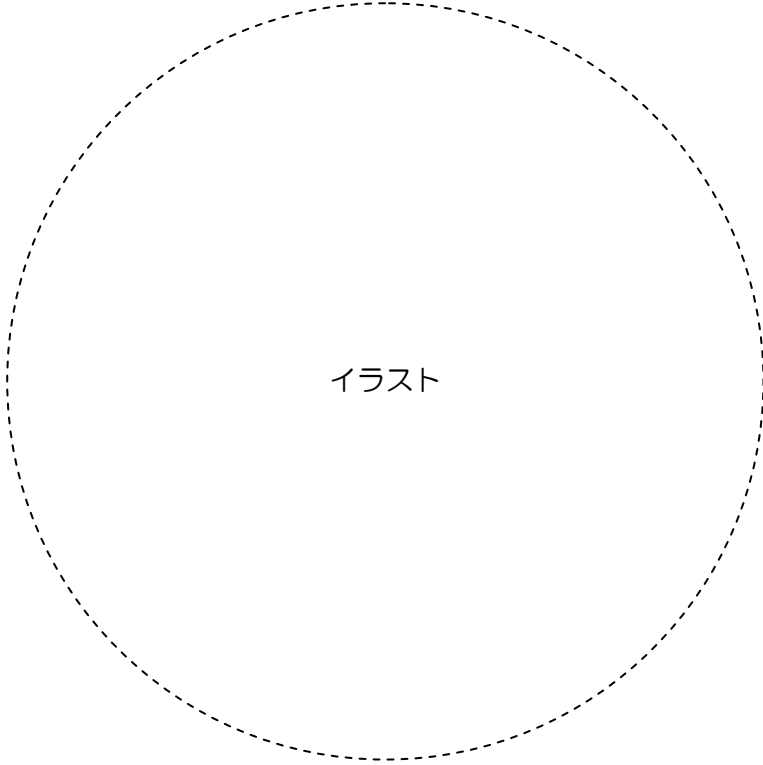
## ②非行等の問題行動対策の推進

子どもの健全育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物使用などの問題行動に対して、関係機関と連携を図りながら未然防止に努めるとともに、これらの使用で傷ついた子どもたちへのケアと支援に努めます。

また、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、小・中学校生徒指導連絡会を通じて、小学校と中学校が情報を共有し、生徒指導への体制を強化するとともに、学校、PTA、青少年育成指導員など関係機関が連携して、街頭パトロールや相談、啓発等の活動に取り組みます。

【主な取り組み】

- 枚方市生徒指導体制充実事業
- 青少年の健全育成事業
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室



イラスト